

## 第5期第13回生涯学習センター運営協議会議事要旨

〔日 時〕 2022年1月31日（月）14:00～16:00

〔場 所〕 町田市生涯学習センター 学習室1・2

〔出席者〕 ※敬称略

委 員：陶山慎治（会長）、古里貴士（副会長）、荒井容子、相澤真理、大野浩子、山口隆三、荒井仁、関村浩、服部くに子、西澤正彦（以上10名）

〔欠席者〕 堂前雅史

事務局：樋口センター長、持田担当課長、岡田管理係長、瀧澤事業係長、田中主事

〔傍聴人〕：2名

〔資 料〕【1】 町田市生涯学習センターあり方見直し方針（案）概要版

【2】 町田市生涯学習センターあり方見直し方針（案）

【3】 町田第一中学校の地域利用（学校開放）について（案）

【4】 陶芸スタジオの移管について

【5】 東京都公民館連絡協議会委員部会資料

【6】 「市民ニーズに沿った生涯学習センター事業の推進について」最終報告資料

### 1. 報告事項

#### （1）センター長報告

- ・新型コロナの影響について、まん延防止措置が適用されたため、1月21日～2月13日まで閉館時間が1時間前倒しとなり、21時閉館となった。貸出の条件等は前回と同様。ワクチン接種会場（3回目）の状況について、12月・1月は接種のない時期に7階フロア貸出を再開したが、1月28日から3回目のワクチン接種が本格的に始まるため、元の体制に戻る。期間は9月までを予定しているが、今回のように後半は返還される可能性がある。
- ・主な事業の開催状況について、センターまつりは昨年につき、今年もオンライン開催。デジタルデバイド対策事業において、地域展開を2月～3月に予定。
- ・3月議会に向けた動きについて、生涯学習センターではあり方見直し方針について報告を行うほか、学校施設の開放に関する条例、町田市生涯学習センター条例の2本の条例改正議案の提出を行う予定。概要については、担当者から説明を行う。
- ・町田センタービルの状況について、5階以下のフロアに入っているレミィ町田が3月で撤退する。3月まで看板の撤去や内装の改修工事が行われるが、生涯学習センターは通常通り運営する。

【委 員】 デジタルデバイド対策の地域展開について、町内会等に投げかけたと思う

が、申込みはどの程度か。

**【事務局】** コロナの影響もあり、まだ、申し込みはない。生涯学習センターから各団体に個別に声掛けし、調整する形で、今年度は展開していこうと考えている。今年度だけの事業ではないので、来年度も含めて、調整していく必要があると考えている。

## (2) 町田市生涯学習センターあり方見直し方針の策定について

**【事務局】** I「検討の背景」～III「現状」は前回の答申やこれまでの協議会での話し合いと重複するため省略する。4の課題認識について、答申を踏まえ、6つの課題に整理している。これら課題の背景として

(1) 生涯学習センター設立時に付与された『①全体計画立案機能』『②関係機関との総合調整機能』『③情報収集・発信機能』『④学習相談機能』の4つの「生涯学習支援にかかる機能」の展開不足がある。(機能は2・1設置の経緯に記載。)生涯学習センター設立後も、従来からある『講座イベント実施機能』『施設貸出機能』へ偏重した事業展開に疑問を呈されている。

(2) また、主催している事業についても、特定のヘビーユーザーと施設の存在すら知らない一般市民への二極化を招いているとの指摘を受けている。公民館事業は地域住民の学習のきっかけづくりから、学習を深め、団体育成まで一貫して対応しているところに特色があるが、これは小学校区や中学校区程度の地域を所管している公民館の手法で、40万の市民を対象にした町田の生涯学習センターで、地域毎にある他市の公民館と同じことを、数倍の施設規模で市内に1館しかない生涯学習センターでやることで、歪みが生じている。

これら課題は「1館しかない生涯学習センターが、生涯学習を推進していくためには、『公民館』に留まらず、『生涯学習センター』としての使命を果たす必要がある」という言葉に集約されると受け止めている。

Vの目指す姿では、【運営理念】を“学びに出会う機会”と“学習成果をいかす機会”を提供するための中核を担う施設と位置付けている。「全て」を担うのではなく、「中核」を担う。ここでは、多様な主体との連携を前提としている。本編36ページ、町田市の生涯学習の見取り図にあるよう、町田市では生涯学習センター以外に庁内他部署、庁外組織、民間、市民等、多様な主体が生涯学習の取り組みを行い、これら主体との連携を軸に中心となって生涯学習を進めていく。これが基本的な考え方となる。

この考え方に基づき、3つの目指す姿を実現し、生涯学習の機会を持つことのできた市民の数を30%から50%に引き上げを目指す。

3つの目指す姿実現のための事業見直しの方向性を定めているのがVI「生

涯学習センターのめざす姿実現のための事業の見直し」。この部分を来年度、実行計画として、より具体的に定めていくことになる。具体的な事業案について、検討いただいている最終報告の内容を反映させていく予定である。

基本的な考え方としては、

- センター機能の見直しと再配分（支援機能へのリソースの振り分け）
  - 生涯学習情報の体系化・ネットワークの構築（全体で学びの循環を図る）
  - 学習相談におけるコンシェルジュ機能の強化
  - 情報発信機能におけるデジタル化の推進
  - 要支援者への学習支援（学びのセーフティネット）
  - 若者層や働く世代向けの取り組みの強化
  - 地域や時間の制約なく学べる環境づくり（アウトリーチ、オンライン化）
  - 施設名の一本化による認知度の向上
  - 社会的課題の解消につながる学びの提供
  - 学習成果を活かせる場の拡充
  - 団体支援・育成の仕組みの再構築
- を検討している。

講座事業については、他部署・他機関との棲み分け、重複の整理をするが、方向性としては、①敷居が低く、専門性も低い行政の特性を鑑み、「学習のきっかけづくり」への特化②インフラとしての学び（学びのセーフティネット）③政策的に実施すべき地域課題解決に特化していく。事業の整理見直しにより生じた、人的リソースを生涯学習支援機能に割り振っていく。

VII「効率的・効果的な管理運営体制の検討」は、民間活力の導入や管理運営体制にかかる部分だが、事業内容毎に行政で行うべき事業、民間の専門性が活かせる事業を整理し、後者については民間活力の導入を進めていく。導入にあたり、団体の公共性・地域性を考慮し、段階的に効果を検証しながら、効果のある部分については拡充していく。

また、現在、生涯学習センターが保有している全体計画立案機能については、教育委員会事務局へ移管し、生涯学習センターを実施機関として再定義する。

【委員】運営協議会で検討した中身がどう反映されているのか。Vのめざす姿1の冒頭に、いつでもどこでもと記載があるが、掲載されている図では、いつでもどこでものイメージが湧かない。めざす姿1にスマートフォンのような形が、情報一元化として掲載されているが、生涯学習センターの何にあたるのか。めざす姿2について、地域の話が出ていたが、文章と図が一致し

の方が良い。図の3つの楕円が地域の括りなのか。めざす姿3については、生涯学習センターから皆に反映する図だと思うが、分かりづらい。また、2040年のビジョンの間に、すぐにアクションを取るような項目を入れた方が良い。

**【委員】** 生涯学習の機会を持つことのできた市民の数を30%から50%に引き上げるという目標はどう達成するのか。インターネットが流行っているが、どのように起用するのか。具体的な案があれば、ご教示いただきたい。

また、「施設名の一本化による認知度の向上」は、町田センタービル、レミィ町田、中央公民館、生涯学習センター、109等、色々な名称があり、これを考えることは大切。ネーミングライツも重要だと思う。採用している所があるが、鶴川のポプリホールはかなり浸透している。町田GIONスタジアムは、相模原にもギオンスタジアムがあり、アルファベットとカタカナで違いはあるが、わかりにくい。命名権を移譲すると面倒な問題が起こる場合もある。

管理運営体制の検討について、業務委託、指定管理等あるが、生涯学習センターでの施設貸出や事業をみると「生涯学習」は特殊だと思う。生涯学習施設の管理は合理化、経営問題とは異なる。これを委託することには、問題がある。どのくらい特殊性を深めた議論をしたのか。

**【委員】** 管理運営体制及び組織体制等の見直しについて、全体計画立案機能の生涯学習総務課への移管は、答申のどこに記載されているのか。運営協議会の意見を伺う機能の整理は、答申ではどこに、どのように記載されていたのか。

名称の話があったが、これは生涯学習審議会答申にも記載があるが、生涯学習センターの沿革の中で、「まちだ中央公民館」という名称は、認知度が高いため使ったという説明がある。機能についても、市民大学事業と公民館事業を含む形で、生涯学習センターの情報提供・相談業務、生涯学習施策全体を見る機能以外に、実際に展開してきた事業を継続するという事で入っていた。「公民館」という名称は「生涯学習センター」を作る上で意味がなかったのか。生涯学習審議会でも議論され、名称を1つにすることになったのか。

**【事務局】** 運営協議会で検討している内容が、どこに反映され、どう反映していくのかという点だが、今の説明は「見直しの方針」についてのもので、方向性を示したものである。「あり方見直し方針」の記載内容を、実際に展開していく具体的な計画として来年度に「実行計画」の策定を予定している。検討いただいている「市民ニーズに沿った生涯学習センター事業の推進についての最終報告」は、「実行計画」にその内容を反映させていく。具体

的な個別目標についても、実行計画で定めていくので、2040年に50%の方が、生涯学習を体験できるとする目標に向けた事業の進め方やより細かい事業計画、インターネットの具体的な活用方法、講座への導入方法等も、今後、詰めていくことになる。具体的に詰めていくための方向性を定めたものが、今回の方針である。

Vめぎす姿の図については、生涯学習センターにいる人、いない人も、生涯学習に関わる情報を得ることが出来る状況を目指したいということで、それぞれの学習の場を表すものとして、複数の楕円を記載している。端末の記載は、電子媒体を使うことにより、一元化された情報に誰でもアクセスできることをイメージし、記載をしている。中段の図では、楕円に生涯学習センター、市民センター、自宅と記載があるが、いつでもどこでも学ぶことのできる状況をイメージしている。下段の図は、現在、課題として取り組んでいるデジタルデバインド対策をイメージした図となっているが、生涯学習センターで市民の方が学ぶことにより、何かを得、成果として活用いただける流れを示している。

名称の一本化については、ネーミングライツありきではなく、民間活力の導入形態として、ネーミングライツも1つの可能性として記載している。この立地だと成立する可能性もあり、検討内容の1つとなっているが、現段階で決定しているものではない。生涯学習審議会からは、ネーミングライツのような民間活力の導入や市民公募という意見があった。子どもセンターは「ばあん」や「まあち」など愛称があるが、利用者である市民の公募により名前をつけている。公募で自分達が名前を決めることにより、愛着を持ってもらうという効果もあるのではないかとの意見もある。名称の一本化手段は、確定しているものではない。現在、生涯学習センターの中に「貸出区画」として「まちだ中央公民館」という名称は残しており、事業名称に公民館事業という名称を残している。この部分については、生涯学習センターを設立する際に、利用団体等から、「公民館」の名前を残してほしいとの要望があり、施設名として残したという経緯がある。一方で、一つの施設が二つの名前を持っているため、新たに利用される方からは分かりづらいという意見もある。また、公民館・生涯学習センターという名称自体が、若い方からは「高齢者の施設のようなイメージを受ける」「施設名から何を行う施設なのか分かりにくい」といった意見をいただいている。図書館、博物館等の他の生涯学習施設は、どのようなことを行っているか組織名称から判断できるが、公民館、生涯学習センターは、一般の方に伝わりにくいと指摘がある。「実施している内容が分かるような施設名にした方が良い。」「愛着の持てる名称が良い。」といった意見は、市民

アンケートでもいただいている。これらを踏まえ、生涯学習審議会から、認知度をあげるため、施設名を一本化した方が良いという意見が出ている。一本化の手法として、アウトリーチ、市民公募も出ているが、手法については、実行計画で具体的に話をしていく。

【委員】生涯学習の取り組みが、必ずしも全国一律のものでなく地方自治体の自主性に任されて行われていることが分かった。方針策定にあたって、生涯学習の範囲をどのように決めたのか。どの地方自治体でも、市民の転入転出の比率が非常に高い。町田市も定着率が低下傾向にあるのではないか。このままいくと、地域性、地方自治体としての特殊性にこだわる根拠が薄くなるのではないか。地域性にこだわった生涯教育というのは少し違うと思う。生涯を通じて考えるのであれば、どこへ行っても学べるというのが、生涯教育ではないか。地域性を無くしていくことが、生涯学習の本筋ではないかと考える。見直しは本来、本筋から始まるべきではないか。

【委員】生涯学習審議会の答申について、更に見直しを事務局で検討したのか。どのように受け止めたか教えてほしい。事務局から、生涯学習センターの一角を公民館として使っているとあったが、町田市には公民館条例がある。社会教育法に基づき、事業が記載されている。事務局の説明のとおり、生涯学習審議会でも説明しているのであれば、生涯学習審議会では、認識していないのではないか。公民館の名称を無くすのであれば、条例改正が必要になる。分かったうえで行っているのか。公民館は歴史がある。その歴史をどのように捉えて、町田市の生涯学習を考えていくのか。そこを生涯学習審議会で審議したのかと問いたくなる説明だった。また、全体計画立案機能の移管については答申に記載されていない。生涯学習の計画を立てる機能は生涯学習センターであるのに、運営協議会でなぜ議論ができないのか。運営協議会などの外部意見を伺う機会の整理も、どのように整理するのか分からない。ここも答申には書かれていない。あり方見直し方針のまとめの準備過程で、どのくらい生涯学習センターの中で議論されたのか、どのような対立意見があったか等を説明いただきたい。

【事務局】答申が出た後、現場に合わせる形で擦り合わせを行っている。答申で大きな方向性を出した後、答申の範囲の中で、より具体的な実行計画を来年作っていく。具体的に書かれていない部分は調整を行っている。組織体制等の見直しの中で、全体計画立案機能を生涯学習総務課に移す点は文言としてはないが、出先機関が全体の計画立案機能を持つことに対し意見はいただいている。生涯学習を市の組織全体で立て直す必要があり、生涯学習センターが担うべきところに注力するため、整理が必要と認識している。運営協議会等の外部意見をいただく仕組みの整理も、6期運営協議会の意見を

伺いながら、具体的な実行計画を作っていく。

- 【副会長】時間が残り少なくなっているが、生涯学習センターの根幹に関わるころなので、本当はじっくり議論すべきことではあるかと思う。ただ、この後の議題が控えており、第5期報告書を今年度中にまとめなければならない。見直し方針については、いつまでに確定するスケジュールなのか。来期の運営協議会等で、見直し方針について議論をする余地があるのか。
- 【事務局】方針自体は今年度中に確定する。来年、実行計画を作る際、一部再検討はできる可能性はある。
- 【副会長】全体計画立案機能を生涯学習総務課に移管することや、運営協議会などの外部意見を伺う機会の整理は、具体的なコンテンツだと思う。あり方見直し方針が確定すると、実行計画の議論でも、それが前提の議論となる。運営協議会の中で危惧があるのは、それを前提として良いのか。そこに対して、自分達の意見が反映する余地はないのかということ。改めてあり方見直し方針案に対して、意見を事務局で集め、次の会議で検討する。あるいは寄せられた意見に対してどのように考えるのか提示、回答することは可能か。
- 【事務局】意見を聴取し、実行計画を作る際に、一部修正、見直しを行うことは可能かと思う。あり方見直し方針は、市として決めていくため、教育委員会や市議会に内容を報告していく。実行計画策定の際に、存分に意見をいただく予定であるが、方針のベクトルについては、報告する日程の関係等もあり、変更は難しい。
- 【委員】生涯学習審議会の答申に至るまでの経過や答申の説明は受けているが、運営協議会の意見は、会長を通さなくては反映できないと分かった。その中で、何度もそれで良いかという議論や、事業のあり方を議論してきた。最初に質問された方が、生涯学習センターをどう変えるか、あり方見直し方針にどう反映するのか質問したと思う。このあり方見直し方針案が、運営協議会の審議事項になり、それを一緒に作るという感覚で、素案からある程度出されている。しかし、生涯学習審議会で出されたものをそのまま運営協議会に出され、運営協議会の今までの議論はどう反映されるか説明がなく、生涯学習審議会の答申内容がそれで良いかの話し合いもない。このままだと方向性として一人歩きすると思う。実行計画が運営協議会の審議事項になるのであれば、責任を持ってここで承認はできない。
- 【委員】現段階では、3月末に議会提出して決定しなくてはいけないと説明があったので、これに沿ってやるしかない。案として、副会長からあったとおり、意見を事務局に出し、必要ならば打ち合わせをもう一度行う。3月末議会提出は、守らなくてはいけないと思うので、それに合わせて対応するのが良

いと思う。

【委員】大きな変更を提案されている。例えば、先ほどの市民50%の利用とあったが、貸館に近づくと感じる。専門的な力が必要で、専門性を担保するために、専門職集団が必要だと答申に書かれていた。そこで外部委託につながるのかと読み取れたけど、管理運営体制の見直しには書かれていないが、事業運営を民間に移すということも考えられていると読み取れる。

コミュニティセンターが指定管理になった場合、事業をアウトリーチする際に、コミュニティセンター等での事業展開は、誰が展開するのか。生涯学習センターの事業部分は外部委託して、そこが展開するのか。丸投げになるのか。基礎的な部分は、生涯学習センターが担うように書かれているが、そこをどのように捉えるのか分からない。市民大学のような、質の高い事業は、外部委託になる可能性が読み取れなくもない。生涯学習センター運営協議会は、事業展開を議論する権限はあるので、この部分は議論できるのか。期限が近付いているため、目をつぶって承認するようなことはできないと思う。教育委員会、市議会への提出を行わなければよい話ではないか。

【副会長】今年度の会議は残りあと1回だが、臨時会をすることは可能か。1回は報告書をまとめるための会議。1回はあり方見直し方針に対して議論する会議として、2回開催することは可能か。

【事務局】臨時会という考え方はあると思う。

【委員】ただ会議を持てばいいわけではなく、多くのやり取りは必要。そこもプログラムとしていれて、いただきたい。

【事務局】ここまで進めてきた中で、審議会意見を丸呑みしているわけではなく、市でも検討している。運営協議会で出てきた意見等も含めている。将来に向けた方向性として「方針」があり、その範囲の中でより細かい実行計画を作成していく。運営協議会は、その実行計画作成の中で、より具体的な意見をいただくように考えていた。

【委員】実行計画はどのように作っていくのか。

【事務局】来年、第6期の運営協議会での議論を踏まえ、作成していく。

【副会長】第6期の委員として残っている方は、委員として作成に関わることになる。第5期はこの3月で終わり、委員は改選される。

【委員】生涯学習審議会では、民間活力導入による指定管理について資料が出ていたが、運営協議会では一度も民間活力導入を審議テーマとして議論したことがない。名称の統一についても議論をしたことはない。生涯学習審議会では議論したようだが、いいか悪いか、やめるかやるか、そのあたりもきちんと運営協議会でも方針として議論しておかなければいけない。そのよ



うなことを次期生涯学習センター運営協議会で、審議してまとめていくという出し方にすれば良い。最終的には、そのような方針の部分では議論することは承認できるとか、そのようなことにはなるかもしれない。議論そのものがいけないというふうにはならない。議論もしていないのに方向付けてしまったものを認めるというのは、あまりにも酷い審議のかけ方ではないか。

【副会長】 会議を2回開き、1回はあり方見直し方針案の検討を行う会議にする。候補日として2月末が出ている。3月の上旬では間に合わないので、2月28日が最後の会議の候補日としているが、その会議を臨時会にし、あり方見直し方針案について議論をするのはどうか。スムーズに議事を進行したいので、事前にあり方見直し方針案を読んでいただき、質問等をあらかじめ事務局に提出する。事務局からの回答や説明から始めていただき、それを踏まえた議論をする。このあり方見直し方針案についての検討の場を設けられないかと考えたが、事務局としてはどうか。

【委員】 審議会での議論で、今、我々が話している疑問や課題は含まれているのではないか。このような検討をする時には、疑問や課題を明確にし、次に引き継いでいくとか、そのような表現の仕方でクリアできるのではないか。ここで完璧なものを作るのはできないから、そのようなやり方で教育委員会、市議会に提案したらどうか。作ったから絶対にこうしなくてはならないということは、あり得ないと思う。我々が検討しきれないところは、例えば、実行計画における検討課題として引き継いでいけないのか。

【委員】 方針の文言が変わった場合、生涯学習審議会において、生涯学習センター運営協議会から意見があったことを、審議しなくて良いのか。生涯学習審議会が、知らないまま教育委員会に行くことになり兼ねない。

【事務局】 先ほどもお話したが、答申を鵜呑みにしているわけではない。一定の方向性を見出したものを受け、現場とマッチングした中で、この運営協議会で出た意見についても、答申と違う内容であっても、取り込んでいる。答申を受けて、市で議論した結果、このような形にしたということなので、改めて議論しなおしてもらおうという必要性はないと思っている。

ここまでの進め方自体が、完璧ではないという指摘をいただいている訳だが、諮問し、審議会の答申を受け、現状に合わせるような形で、様々な意見を念頭に置きながら形にしたものである。より細かい部分は、実行計画で検討し、反映させていく。あり方見直し方針で決定したことを、より具体的にまとめていく中で、このようにあるべきだという答えが見いだせれば、それを実行計画として成立させ、正式に諮っていくという流れはある。答申の中で指摘いただいたものにも、これから決めなくてははいけない

ものもあれば、ある程度具体的にイメージできているものもある。様々な考えがある中で、受け皿となる方針が今、ここに出てきているというように理解いただいた上での話だと思う。指摘いただいていることは、ここでまた議論して、方針に結び付いていないというところは明らかになったので、その進め方について、確認しなければいけないと考えている。

**【副会長】** 「見直し方針」に白と書いてあっても、実行計画の段階で黒と判断すれば、方針としては白と書いてあるけど黒という実行計画を作っても構わないという話か。ここでは検討の機会を取らずに実行計画の段階で議論をするということか。

**【事務局】** 運営協議会の機能は、生涯学習センターの事業を協議し、意見をいただく位置付けとなっている。町田市の生涯学習全般に関わる部分は、生涯学習審議会の所管事項となっており、施設運営に関しては、生涯学習審議会の意見を伺っている。答申が出され、答申に基づき、あり方見直し方針案を作成した形となっている。事業内容については、答申で方向性は出てきているが、具体的に生涯学習審議会から民間活力の導入が必要だと言われている部分もある。一方で学びのセーフティネットのような部分も必要とされている。これらの意見は記載しているが、事業計画の部分については、断定していない。この部分は、実行計画において具体的に議論していただくことになる。民間活力の導入が必要だという生涯学習審議会意見もあるが、それをどのような事業に当てはめるかは、実行計画の中で意見をいただき、詰めていく。施設名称の部分は、一本化が必要という話はいただいている。一本化に際して、ネーミングライツはどうか。市民公募はどうかという話はあるが、「公民館」の名称を使わないと決めたわけではない。市民公募の結果、公民館を残したいという意見が一番多ければ公民館という名称で一本化する可能性もある。2つある名称が分かりにくいので一本化する。その手法として、このようなことも考えられるという提案であり、どのような名称にするかは後の話となる。機能と組織体制については、生涯学習全般の話なので、教育委員会事務局に全体の計画があるのでそちらに持っていく。生涯学習分野には図書館等もあり、全体計画は事務局に持っていくべきという話を審議会から意見としていただいているので、その点は尊重する必要があると考えている。

**【委員】** 昨年、利用者アンケートを取る際に、議論となったが取り上げてもらえずそのまま進める形だった。議論をしても、生涯学習審議会や社会教育全般のことなので、運営協議会では事業だけ考えるのであれば、議論する意味はないと思う。運営協議会は、事業のことを中心に、あり方見直し方針等は全体に係るので、そこにも係るのではないか。組織体制等の見直しに関

して、どちらが言い出したのか。現場側から、全体計画立案機能を、生涯学習総務課に移管した方が良いと言ったのか。人が足りず大変なのか、整理する中で効率が良いからとなったのか。

【事務局】教育委員会が制定する教育プランがある。その中に、学校教育に関わる部分と生涯学習に関わる部分が計画されている。教育プランは教育委員会事務局の所管となっており、生涯学習センターは教育プランの枠の中で生涯学習計画を作成している。しかしながら、内容が重複している点が多く、2つの組織でほぼ同じものを作成している状況を整理し、一本化することが目的である。

【副会長】事務局の説明だと、運営協議会は事業・プログラムに対しての議論をする組織である。そこに関わる運営や方針に関しては議論できるが、生涯学習センターの組織そのものを議論をする場ではないという話か。

【事務局】関係する部分、リンクする部分はあるが、本来の機能分けは、そのようになっている。今回の審議内容、協議内容についても、このような考え方に基づき分けている。

【副会長】運営協議会で扱う内容ではないということで良いか。

【事務局】関係する部分があるため、パイプとして、運営協議会から生涯学習審議会に委員を選出している。方針は答申に沿って検討しているが、運営協議会で検討いただいた内容は、可能なものは盛り込んでいる。例えば、アウトリーチや学びの裾野に関わる部分は、運営協議会の意見を基に加筆している。

【委員】実行計画は運営協議会が主体でやっていくのか。

【事務局】実行計画は、事業計画が主体なので、基本的には生涯学習審議会は関わらない。運営協議会の意見をいただき、生涯学習センターで決定していく。

【委員】実行計画の検討には、見直し方針の網がかかってくるのか。

【事務局】あり方見直し方針は生涯学習センター全体方針なので、方針の範囲内で協議いただくことになるが、その中で事業については運営協議会で判断できる話となる。その部分については、来年度運営協議会で意見を聞きながら決めていく。

【委員】事業に関することだけでなく「教育委員会が必要と認める事項」は協議対象になるとある。事業に関わる議論をするとしても、民間活力や指定管理のような話は事業に影響する。教育委員会は、運営協議会は議論しなくて良いという判断になるのか。利用者や運営協議会の意見を聞かなくてはいけないという発想を持っても良いのではないか。

【事務局】現時点で、生涯学習センターへの指定管理者制度導入を検討しているということではない。あり方見直し方針案にあるように、指定管理者制度は、

施設を一括して民間に任せるという制度である。方針では、民間活力を導入するにしても、民間活力を導入することで効果が得られる分野にのみ限定して入れていく想定をしている。事業の専門性や民間活力を入れた場合の効果を想定し、効果がありそうな事業に先行して入れ、その効果を検証したうえで、民間活力を入れることで効果がある場合には、拡大していくよう考えている。実行計画において、民間を入れた方が効果を見込めるという想定がされれば入れていく。全体の方向性として、民間活力を入れられる分野には入れていくという答申の方向性があるので、全く入れる必要がないという議論にはできない。どの事業に入れるべきかという検討はしていくが、それを一方的に決めるということはない。

【委員】 実行計画に関する予算は取れるのか。

【事務局】 新たに予算がつき、新たな事業を行っていくのではなく、既存事業の予算を組み替えていく形となる。実行計画による予算の増減は想定してない。

【副会長】 運営協議会は、事業に対する議論を中心に行うところであり、事業に関わる範囲で、運営・方針の議論をするという位置付けだと分かった。運営に関して大きな方針案が出ているので、それに対して意見聴取をしていただきたい。各委員から、あり方見直し方針案に対して、質問や意見をまとめていただき、事務局に提出する。次の会議が2月28日～3月の間となり、中身について議論し、反映させるような話し合いは、スケジュール上できないと思う。意見に対して、どのように受け止め、教育委員会等に報告した際の内容に反映させたのかを、会議で報告するのはどうか。

【委員】 あり方見直し方針案を審議しているが、語句等の部分のみ直すのか。あまり手直しして欲しくないということか。素案の段階から審議していないので無茶な気がする。文章について、教育委員会に出すまでに直せる余地を残してもらわないと、審議は意味がない。

【事務局】 本件は、報告事項としてお話している。審議事項ではない。

【委員】 あり方見直し方針案自体が、総合的網羅的な表現で終始している。例えば、町田市の生涯学習センターがめざす姿1に「市民がいつでもどこでも学ぶための情報を得ることができる環境」とある。また、めざす姿2には「多様な市民が地域や時間の制約なく学んでいる」と入っているので、そのようなところに「こんな表現を入れてもらいたい」という改定案を持ち寄ることにより、かなり近づけるのではないか。一定の期日を決め、メール等で提出してもらうのはどうか。

【副会長】 自身の考えや案をメール等で寄せていただく。事務局はそれを踏まえて、教育委員会に出す前に、中身を精査していただく。会議という形は持たないが、議員の意見聴取の機会は設けるということでしょうか。

- 【事務局】 ご意見をいただければ、承りたい。
- 【委員】 審議事項として受けとっていた。要するに、運営協議会には権限がないということか。実行計画については次期の運営協議会の審議事項となるのか。
- 【委員】 「あり方見直し方針」について、議論に入れてもらえないことを、運営協議会として物申す必要がある。このことを問題として、引き継ぐ必要がある。「あり方見直し方針」や「答申」についても、運営協議会として、事業を審議することを言われて考えてきたが、それと関わる問題が出て、反映させることが委員を通じてしかできず、後から出されたものを見るしかない。審議会に出席している委員が反映することは簡単ではなく、1人しか出ていない。そのような事態に問題があるということで、方針として、生涯学習センター運営協議会などの外部意見を伺う機会の整理と記載されている。事業のことだけと説明があったが、名称を変える等、実行計画について議論する際には、色々な疑問があったことを伝え、承認しているわけでないことを、次の期に引き継ぐ必要がある。意見を出して審議しているわけではなく、承認をしているわけではないという形で引き継ぎ、自由に議論して良いとのことであれば、今の意見で良い。今期では責任を負えない。
- 【副会長】 今回は報告事項だが、何を議題に入れるのかは会議を行ううえで、重要な事項である。事業について議論をする場ではありつつも、事業に関わるような運営・方針も含めて議論する場というのは、前にも確認したこと。ただ、今回の件が議題に入らなかった。そのため、何を議題に含めるべきか精査し、プログラムや事業以外でも、そこに関わるような運営・方針については報告事項ではなく、議題として含めるべきと次期に引き継ぐ。今期はその点を、議論できなかつたため、今回のあり方見直し方針案に対しては、運営協議会としての意見が反映されているものではないことも含め、次期に引き継ぐのはどうか。ただし、意見聴取の場は必要なので、メール等で事務局に、あり方見直し方針案を読んで感じたこと、提案を含めて出し、事務局が受け止めることでどうか。いつまでに意見を出していただくかは、事務局と相談する。

### (3) 小中学校特別教室開放実施校の追加について

- 【事務局】 「世代を限定しない市民の自主的な学びをサポートする空間」というコンセプトを目指し、町田第一中学校を開放実施校として追加する。利用の考え方は、「教育活動の優先」を基本とする。開放利用時間帯には管理員等を配置し管理するとともに、学校及び利用者の利便性の向上を図る。ま

た、地域人材の育成支援につながる事業を試行的に実施し、利用状況に応じて、今後の地域利用のあり方を再検討する。使用にあたっては、水分補給以外の飲食は禁止とする。利用開始は、2022年8月1日を予定している。

利用方法については個人利用と団体利用があり、個人利用エリアとして図書室を開放する。使用時間帯は土曜日、日曜日、祝日の9時～17時を予定している。使用料は無料。事前予約不要で、利用登録を行い、利用カードを発行し、入退室はカードで管理する。管理員として、学習支援員を3名程度、常時配置する予定である。

団体利用エリアについては、教室5か所を開放する予定である。時間帯は、平日2日間は19時～21時、土曜日、日曜日、祝日は9時～17時とする。使用料は、受益者負担の適正化に関する基本方針に則り、有料化を検討している。予約方法は、集会学習施設と同様に施設案内予約システムで対応する。こちらには管理員を2名程度配置予定である。セキュリティ対策として、開放時間帯は管理員、学習支援員が常駐するほか。開放区画外への侵入を防ぐため、侵入防止柵や立入警告器を設置し、セキュリティ面を確保する。エレベーターを使う場合は管理員が誘導する。武道場は集会学習施設扱いになるため、生涯学習センター同様に軽体操やヨガ、太極拳等での利用とする。将来的には、生涯学習センターが地域に向けて行う事業の、実施会場としての利用を想定している。図書室は学習の場として位置づけ、図書の利用は開放時間内に限定し、施設外への貸出は行わない。主な想定利用者は地域の小中高生であるが、成人の学習利用にも対応する。学習支援員の巡回対応による個人学習支援という形で、小中高生等に教える対応を考えている。学習支援員は図書館司書を目指す学生等とし、個人利用者向け図書の選定案作成や、個別図書選定に対する相談対応を行う。

Wi-Fi環境も整備する予定で、GIGAスクール端末にも対応予定である。多目的室等では、備品等の貸出は原則できないが、ピアノ等は使用可能である。こちらも、生涯学習センターが地域にむけて行う事業の実施会場として、利用を想定している。

#### (4) 陶芸スタジオの移管について

【事務局】陶芸スタジオは、2019年度に窯が壊れたため使用できなくなった。窯が壊れたため、陶芸事業を廃止するという点と残された施設についての使用方法を検討するという2点について、2020年3月に報告をまとめている。第4期運営協議会でも報告しており、資料の1、2、3が報告内容である。その後、2020年、2021年と施設の活用について検討してきたが、今回、他部署で、施設の活用を行うことが決まったので報告する。近くにリサイクル施

設等もあり、環境資源部から環境施設として、リニューアルして使いたいと申し出があった。このため、生涯学習センターの付属設備として規定されている条例部分を改定する。

併せて、陶芸スタジオが無くなったことにより、市民大学の文化芸術系事業の検討をしていくことにもなっていたが、こちらは2020年度から、「陶芸に関わらず、町田の文芸分野全体に触れる」コンセプトで、新たな講座を展開している。

【委員】町田第一中学校の施設貸出等は、生涯学習センターが窓口を担っているのか。

【事務局】生涯学習センターで団体登録等を行う予定である。

## (5) 東京都公民館連絡協議会報告

### ○担当委員からの報告

- ・都公連の第58回研究大会における第4課題別集会を12月11日に行った。2月24日から都公連のホームページでも公開される。
- ・都公連の委員部会の第1回研修会が12月15日に行われた。3月初旬には、ホームページに公開される。1月の委員部会はほとんどが報告事項で、審議事項は12月に行われた研修大会のみであった。

【副会長】今後の進め方を事務局と相談する。現在、報告案として、骨子案を配っている。内容を議論する必要があるが、持ち帰っていただき、中身やまとめ方に対して、意見をいただきたい。いただいた意見は事務局で集約し、私に返していただく。議事録を確認し、発言を確認しながら、案をまとめているが、全部を拾うことができていない。発言内容が載っていないこともあるが、分量や取り上げ方の問題で、取り上げてないものもあれば、落としている部分もあるかもしれない。全てを取り上げられるかは分からないが、こう捉えたらどうか等の意見をいただきたい。ただ、今までの議論を踏まえたまとめなので、新たな意見を付け加えてほしいとかではなく、落ちているものや入れてほしいもの、あるいはまとめ方をもう少し変えたらどうか等を意見いただきたい。特に検討いただきたいのは、運営協議会としてどんな結論を出すかという部分なので、最後に、第5期運営協議会の議論のまとめというのが、短くまとめている。運営協議会として議論してきたことを、最終的にどのように結論としてまとめるのかという部分に関しては、合意をとり、決定したい。今回は意見を提出していただき、意見を見ながら文章化していく。次の会議の時には、文章化した案を確認いただき、最終的に報告書として仕上げる形で進めたい。

【事務局】一度事務局に意見をいただく形としたい。提出期限は、臨時会開催等も含め、調整を行ったうえで決定したい。改めて事務局より連絡する。

【副会長】進め方としては、文書で意見を収集させていただくという形で行いたい。

【委員】臨時の運営協議会をやるということは決定か。

【事務局】開催の可否も含め、調整したうえで、提案させていただく。

## 2 議題

時間の都合上、次回に延期とする。

## 3 その他

【事務局】日程について、後日連絡、調整を行う。

【副会長】日程は後日調整する。また、「あり方方針」と「第5期報告」の二つご意見を出していただくことになるので、よろしくお願ひしたい。日程に関しては事務局から連絡があるので、お待ちいただきたい。